

補助機関の付託事項

遵守委員会付託事項

(拡大委員会年次会合(2013年10月17日)で採択)

遵守委員会付託事項

機能

- A. 拡大委員会により採択されたすべての保存管理措置の遵守のモニター、レビュー及び評価。
- B. 拡大委員会に提出されるデータの質（正確さ及びスケジュールの両面において）のモニター、レビュー及び評価。
- C. 拡大委員会の加盟国及び協力的非加盟国による遵守活動についての情報交換。
- D. 加盟国及び協力的非加盟国による遵守措置の履行状況を拡大委員会に報告。
- E. 非遵守に対処するための措置及び正確かつ適切なタイミングですべての漁業に関するデータを確実に入手するための措置を含む、新たな遵守措置に関する拡大委員会への勧告を策定。
- F. 遵守活動と情報交換における協力に関する拡大委員会への勧告を策定。

手続規則

1. 拡大委員会による他の決定がない限り、遵守委員会は年に一度拡大委員会年次会合の直前に開催される。
2. 遵守委員会は各加盟国、各協力的非加盟国から2名の代表で構成される。遵守委員会の代表は顧問を随行できる。定足数は拡大委員会のうち3加盟国とする。
3. 拡大委員会の取極により、関係する政府間組織、非政府組織及び非加盟国の代表はオブザーバーでの参加となる。
4. 遵守委員会は拡大委員会年次会合において検討に資する報告書又は拡大委員会の要請する報告書を準備する。
5. 遵守委員会の報告書と勧告は出席している拡大委員会加盟国のコンセンサスによって採択される。
6. 拡大委員会の加盟国のみが投票権を有する。
7. 拡大委員会の加盟国と協力的非加盟国は、遵守委員会の機能に関係するいかなる事案も提出することができる。
8. 拡大委員会は遵守委員会の2年の任期を持つ議長を指名する。議長の再

指名は二度のみ（すなわち最大の在職期間は6年）。議長は独立とし、加盟国の代表団にあってはならない。議長の指名は遵守委員会の技術的な性質を考慮して行われる。

9. 議長の任務は、遵守委員会会合の運営管理と拡大委員会への遵守委員会報告書の提出である。
10. 遵守委員会開催の4週間前に、拡大委員会の加盟国と協力的非加盟国は、ナショナルレポートに列挙されている情報を報告書として提出する。遵守委員会は、コンセンサスにより、加盟国、協力的非加盟国が報告書に記載すべき情報について、新たな要素を提案することができる。
11. 遵守委員会開催の4週間前に、事務局は拡大委員会の保存管理措置に関する活動についての報告書を提供する。
12. 遵守委員会は、審議に用いられる資料について機密及び非公開とする旨内容の拡大委員会への勧告を行うことができる。
13. 遵守委員会は、その活動を促進するための付託事項の改正に関し、拡大委員会への勧告を行うことができる。

生態学的関連種作業部会の付託事項

(第2回年次会合(1995年9月)で採択)
(第25回年次会合(2018年10月)で改正)

**生態学的関連種（ERS）作業部会
付託事項**

1. 生態学的関連種作業部会（ERSWG）は、拡大科学委員会を經由して、拡大委員会に対し報告する。拡大科学委員会は、ERSWGの報告書について拡大委員会に対しコメント（助言及び勧告を含む。）を提出することができる。
2. みなみまぐろ（SBT）と関連を有する種（生態学的関連種）に関する問題について、特に以下に關係する情報及び助言を提供すること。
 - a) SBT漁業の操業により影響を受ける可能性のある種（魚類及び非魚類双方）
 - b) SBTの資源状態に影響を与える可能性のあるSBTを補食する生物及びSBTのえさとなる生物
3. (a) 上記 2 a) で特定された種については、傾向をモニターし、現存する情報及び関係調査をレビューすることとし、これには以下についての研究を含むが、これらに限られない。
 - (i) 生態学的関連種の資源生物学
 - (ii) 生態学的関連種の資源に影響を与える要因の特定
 - (iii) 生態学的関連種に対するSBT及びその他の漁業が与える影響、並びに影響全体に対するSBT及びその他の漁業の影響の比率の評価
 - (iv) 生態学的関連種に対する影響を最小化するためのSBT漁業の漁具及び操業上の観点からの修正(b) 上記 2 b) で特定された種については、傾向をモニターし、現存する情報及び関係調査をレビューすることとし、これには以下についての研究を含むが、これらに限られない。
 - (i) 生態学的関連種の生物資源学
 - (ii) 生態学的関連種の資源に影響を与えている要因の特定
 - (iii) 生態学的関連種がSBTの資源状態に与える影響の評価
4. 調査の優先順位についての勧告及びそれらの調査の推定経費を含む、上記 2 で特定された種及び問題に関するデータ収集計画及び調査計画についての勧告を提供すること。
5. 生態学的関連種に対するSBT漁業の影響を最小化するための措置についての助言を提供することとし、これには漁具及び操業の修正を含むが、これらに限られない。
6. 生態学的関連種の保存と管理を促進する可能性のあるその他の措置についての助言を提供すること。
7. この付託事項をレビューし、適当な場合にはその改正を拡大委員会に勧告すること。

8. データの取扱い基準（付属文書 1）の規定に従って、ERSに関するデータ収集及び分析について、関係する専門家、科学者（拡大委員会のメンバー、及びその他）及び政府間機関並びに非政府機関と協力し、連絡をとること。
9. 特定の問題に関する拡大委員会からの助言要請に答えること。

生態学的関連種（ERS）作業部会
付託事項

付属文書 1 生態学的関連種（ERS）作業部会のためのデータの取扱い基準

1. データ及び標本の収集

- a) ERSWGは、必要な情報についての勧告、並びに関連するデータ及び標本の収集方法についての助言を提供する。
- b) ERSのデータ及び標本の収集は、拡大科学委員会及び各国の関係する当局のものと整合性のとれた、合意されたデータ収集プロトコールに従わなければならない。
- c) ERSのデータ及び標本の収集は、船舶の安全及び順調な操業の障害となるような形で実施されてはならない。

2. データ及び標本の管理

- a) ERSWGは、データの使用及び配布について、CCSBTの「CCSBTによって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則」を順守しなければならない。
- b) 別途合意しない限り、公海上で収集された標本は、旗国であるメンバーにより保持されるものとする。そのような旗国は、他の興味を持つ科学者によるERSの標本へのアクセスを容易にしなければならない。
- c) ERSWGの参加者は、ERSに関するデータ及び標本を共有することにより、相互の作業を援助しなければならない。

3. データ及び標本の分析

拡大委員会に代わってのデータ及び標本の分析は、拡大委員会のメンバーの科学者及びERSWGが指定するその他の関係する専門家により実施することができる。

4. 分析結果の検討

この基準により収集されたデータ及び標本を使用した分析結果は、データ及び標本を提供した拡大委員会のメンバーの同意なしには公表されない。

戦略・漁業管理作業部会
付託事項

(2018年10月18日更新)

戦略・漁業管理作業部会 付託事項

構成及び運営

1. 戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）は、拡大委員会メンバーのコミッショナー、事務局及び必要に応じ漁業管理、遵守及び漁業科学の専門家から構成されるものとする。参加者数は、最小限に留められる。
2. SFMWG は、拡大委員会による合意を受け、「必要な際に」開催されるものとする。
3. SFMWG の議長については、拡大委員会（EC）議長が対応可能である場合には、EC 議長がこれを務めることとする。EC 議長が対応可能でない場合には、EC が他の決定を行わない限り、主催国であるメンバーが議長を務めることとする。

機能

4. SFMWG の一般的な目的は、その時々での拡大委員会による要請を受けて、国際的漁業管理にかかる近代的な基準に沿った戦略上、運用上及び／又は漁業管理上の助言を行うこととする。これには、以下のような事項が含まれ得る。
 - i. SBT 漁業管理における拡大委員会の戦略の方向性について共通認識を定める CCSBT 戦略計画の改正
 - ii. SBT 漁業に関する管理目標（生態学的関連種との相互作用にかかる検討を含む）の勧告
 - iii. 必要に応じて、SBT 漁業の管理措置に関する勧告
 - iv. 調査、遵守及び管理にかかる競合する優先事項に対するリソース（資金等）の配分
 - v. その他 CCSBT におけるハイレベルでの運営上の課題
5. SFMWG は、拡大委員会及び／又は拡大委員会の補助機関からの関連する助言、CCSBT パフォーマンス・レビューからの勧告、CCSBT 品質保証レビューの結果、及びその他関連するプロセス及び国際文書（Kobe（まぐろ類 RFMO 合同）プロセスを含む）を考慮しなければならない。
6. SFMWG による勧告は、拡大委員会によって検討される。
7. SFMWG は、拡大委員会からの指示により、意思決定を行うことができる。

遵守専門作業部会
付託事項

(2018年10月18日更新)

遵守専門作業部会 付託事項

機能

遵守専門作業部会（TCWG）は、遵守委員会に対し、専門的な遵守上の課題に関する助言を行う。

専門的な遵守上の課題には、以下のような事項が含まれ得る。

- 以下を含む既存の遵守関連決議、遵守政策ガイドラインのレビュー及び改正、並びに新たな決議の策定
 - 許可船舶リスト
 - CDS;
 - IUU 船舶リスト
 - 港内検査
 - 転載
 - VMS
- SBT を含む漁業操業及び IUU 漁業活動の可能性に関する情報及び機密情報の交換
- メンバー間での合同パトロールといった遵守モニタリング活動の調整及び／又は策定
- 非メンバーの市場を含む全世界の SBT 貿易データの解析
- MCS ツールの技術的進歩及びこれらのツールをいかにして既存の、又は新たな措置と効果的に統合し得るかに関する助言
- 遵守に関する調査提案の策定

運営

TCWG は、遵守委員会会合の直前 1 日間に会合を開催する。

参加資格

遵守委員会議長が本会合を招集する。

TCWG は、メンバー及び協力的非加盟メンバーの代表者、招待専門家、及び適当な場合はオブザーバー¹ によって構成される。メンバー及び協力的非加盟メンバーは、TCWG 会合にそれぞれの MCS 専門家を参加させるよう奨励されている。

¹ 遵守委員会会合に対するオブザーバーの地位を付与されている国、主体及び機関に対しては、拡大委員会が別の決定を行わない限り、遵守委員会会合に先立って開催される遵守専門作業部会に対するオブザーバーの地位も自動的に付与される。

検討課題

メンバー及び協力的非加盟メンバーは、事務局に対し、TCWGにおいて検討する専門的課題をいつでも提出することができる。事務局は、議長と相談の上、CCSBT 手続規則に基づき、会合の 100 日前までに暫定議題案を作成及び提出する。メンバーは、CCSBT 手続規則に基づき、暫定議題が回章される前までに、追加的事項を議題に加えることができる。

報告

TCWG は、公式の報告書は作成しないが、CC による検討のため及び／又は遵守委員会報告書に含めるための別紙を作成することができる。TCWG 議長は、CC に対し、TCWG 会合について非公式の口頭報告を行う。

財政運営常設委員会付託事項

(第3回年次会合再開会合（1997年2月18日～22日）において採択)

財政運営常設委員会 付託事項

1. 財政運営常設委員会は、委員会の各締約国からそれぞれ3名を超えない代表からなるものとし、必要な場合は顧問を伴うものとする；財政運営委員会は自身の議長を選出するものとする。
2. 財政運営委員会は、最近年の予算の執行状況を検討し、適当な場合にはみなみまぐろ保存委員会に支出の傾向を助言するものとする。
3. 財政運営委員会は、次年度の予算案と締約国からの分担金の水準について検討し、みなみまぐろ保存委員会に対し勧告するものとする。
4. 財政運営委員会は、みなみまぐろ保存委員会に、事務局員に関する問題、みなみまぐろ保存委員会の出版物、及びみなみまぐろ保存委員会が時機に応じて求めるその他の事項について助言するものとする。
5. 財政運営委員会は、財政あるいは運営に関係する事項について、みなみまぐろ保存委員会の注意を喚起することができる。